

① 制度の概要

東京都が燃料電池タクシーの普及を促進する補助制度です。タクシー事業者が燃料電池車両を導入する際の初期費用と燃料費の両方を支援します。法人タクシー、個人タクシー、ハイヤーが対象となり、車両購入時の導入費に加え、運用段階での水素燃料費も助成されます。国の補助金と併用が可能で、複数台導入や定置式水素ステーション整備を計画する事業者には上乗せ助成も用意されています。

② 支援内容

□ 導入費 (本体助成)

車両本体とタクシー装備費用から国補助金と基準額240万円を差引いた額を助成。

上限370万円/台

□ 導入費 (上乗せ助成)

5年度以内に5台以上（中小企業3台以上）純増、または定置式水素ステーション整備で上乗せ。条件併用不可。

上限240万円/台

□ 燃料費 (運用費)

四半期ごとに事後申請。水素燃料代からLPガス相当分を差引いた額を助成。法人は四半期7,500km以上、個人・ハイヤーは3,500km以上の走行が条件。

上限年間130万円/台

③ 対象となる取組

【導入費】

- 燃料電池タクシー車両本体の購入費用
- 旅客運送事業に必要な装備類の取付費用
- タクシー改造費（メーター等の装備）

【燃料費】

- 旅客運送事業の運営に必要な水素燃料費
- 四半期ごとの水素充填実績に基づく費用

※中古車は対象外となります。

④ 対象者

- 旅客自動車運送事業者（法人タクシー）
- 個人タクシー事業者
- ハイヤー事業者
- リース事業者（旅客運送事業者との共同申請）

※車両の使用本拠が東京都内であることが必須条件です。

⑤ 採択率向上のポイント

- 年間走行距離の確保：法人年間30,000km、個人・ハイヤー14,000kmを下回る返還対象。事前の運行計画策定が重要です。
- 国補助金との併用：国の「商用車の電動化促進事業」申請が必須。国補助確定通知書受領から6ヶ月以内に申請が必要です。
- 上乗せ助成の活用：複数台導入計画や水素ステーション整備で最大240万円の上乗せ。組織内の意思決定と計画書作成が必要です。
- オンライン申請準備：Grafferアカウント作成推奨。入力内容が30日間保存され進捗管理が容易です。

⑥ 戦略的分析

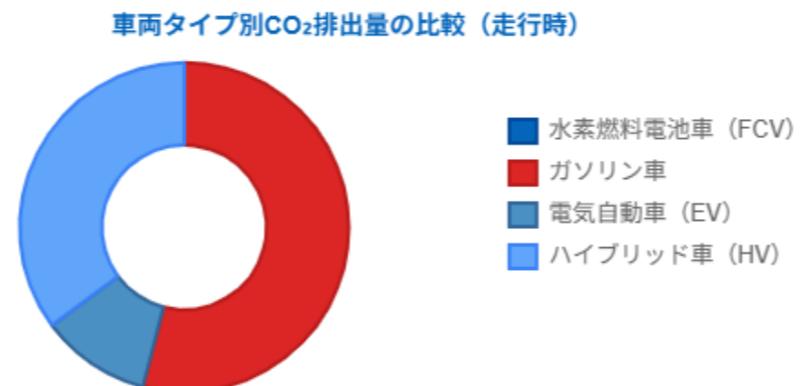
【導入コストの軽減効果】

- 国と都の補助金併用で実質負担を大幅削減。上乗せ活用で最大610万円の支援。
- 燃料費助成により運用コストも年間最大130万円補填。長期的な経済性が向上。
- 水素燃料代とLPガス差額を補助する仕組みで燃料価格差リスクを軽減。

【段階的導入戦略】

- 初回1台導入で運用実績を積み、段階的に展開する方法が有効です。
- 5年内に複数台純増計画で上乗せ助成240万円/台獲得。中小企業は3台以上で適用。
- 定置式水素ステーション整備で供給インフラ確保と上乗せ助成の両立が可能。

⑦ 燃料電池車両の環境性能



燃料電池車の特性：走行時のCO₂排出ゼロ、水のみを排出する究極のクリーンエネルギー車両

充填時間：約3分（ガソリン車と同等の利便性）

⑧ 走行距離管理のポイント

車両区分	年間走行距離条件	四半期走行距離条件
法人タクシー	30,000km以上/年	7,500km以上/四半期
個人タクシー	14,000km以上/年	3,500km以上/四半期
ハイヤー	14,000km以上/年	3,500km以上/四半期

※年間走行距離は初度登録日から3年間（上乗せ助成受給時は5年間）の報告義務があります。

⑨ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
基本書類	<input type="checkbox"/> 助成金交付申請書（オンライン申請推奨） <input type="checkbox"/> 国の補助額確定通知書（受領から6ヶ月以内に申請） <input type="checkbox"/> 自動車検査証（使用本拠が都内） <input type="checkbox"/> 車両購入契約書・領収書、タクシー装備類明細
上乗せ助成書類（該当者のみ）	<input type="checkbox"/> 燃料電池車両導入計画書または水素ステーション整備計画書 <input type="checkbox"/> 組織内の意思決定を証する書類
リース契約書類（該当者のみ）	<input type="checkbox"/> リース契約書、貸与料金算定根拠明細書
燃料費助成書類	<input type="checkbox"/> タクシー業務記録、水素燃料費領収書 <input type="checkbox"/> 四半期末から90日以内に提出

⑩ 申請スケジュール

事前準備期間

国補助金申請を先行実施（商用車の電動化促進事業）。車両選定、見積取得、国補助申請に2~3ヶ月。上乗せ助成受給時は組織内の導入計画意思決定が必要。

車両導入・国補助確定

車両の初度登録完了後、国補助の補助額確定通知書を受領。※国補助確定から6ヶ月以内に都へ申請必要。

導入費の交付申請

2026年3月31日まで（オンライン17:00終了）
国補助確定通知書受領または初度登録日から6ヶ月以内に申請

審査・交付決定

不備がなければ3~4ヶ月で振込

燃料費助成（四半期ごと）

四半期末から90日以内に申請。法人7,500km以上、個人・ハイヤー3,500km以上の走行が必要。

年間走行距離報告

初度登録日から3年間（上乗せ時5年間）、年間走行期間末日から90日以内に報告書提出。

⑪ 問い合わせ

制度詳細	https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/fc-bus-2
オンライン申請	https://ttzk.graffer.jp/tokyo-co2down/smart-apply/surveys/fc-bus-taxi-kofu
お問い合わせ	公益財団法人東京都環境公社 クール・ネット東京 モビリティチーム 〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階西 TEL: 03-5990-5068 受付: 月～金（祝日除く）9:00～17:00 (12～13時除く) ※お問い合わせは制度詳細ページよりE-mailでお願いいたします。